

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 クリーンサービス青森  
青森県青森市大字横内字亀井8-1

2. 指名停止措置期間

平成26年4月4日から平成26年7月3日まで(3ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

株式会社 クリーンサービス青森は、東北地方整備局仙台河川国道事務所発注「庁舎清掃業務(県南地区)」の一般競争入札において、平成26年3月6日、落札者に決定されたが、過失により入札金額を誤ったとして、平成26年3月10日付で、当該業務について契約を辞退する旨の申出書を提出した。このことが、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾・空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当するとして、東北地方整備局より3ヶ月の指名停止を受けた。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正不誠実な行為)に該当し、契約の相手方として不適當であると認められるため。

〈物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 剣持 賢一 電話018-836-2070